



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の旅客運賃の特例……………四
- 土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………四
- 開発行為に関する工事を完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定(二件)……………四

告示

○排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………(同)……………五

東京都告示第千百十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東堀切二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月二十八日から平成二十七年二月十二日まで

東京都告示第千百十三号

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 市街地再開発事業の種類 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業
- 二 事業施行期間 昭和五十九年七月十一日から

三 施行地区及び工区

平成三十年三月三十一日まで

(一) 施行地区

江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目、同区小松川四丁目及び江東区東砂二丁目の各一部

(二) 工区

- 第一の一工区 江戸川区小松川三丁目の一部 同右
- 第一の二工区 同右
- 第一の三工区 同右
- 第一の四工区 同右
- 第一の五工区 同右
- 第一の六工区 同右
- 第一の七工区 同右
- 第一の八工区 同右
- 第一の九工区 同右
- 第二の一工区 同右
- 第三工区 江戸川区小松川二丁目及び同区小松川三丁目の各一部
- 第四工区 江戸川区小松川二丁目の一部 同右
- 第五の一工区 同右
- 第五の二工区 江戸川区小松川一丁目及び同区小松川二丁目の各一部
- 第六工区 江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部
- 第七工区 江戸川区小松川一丁目の一部 同右
- 第八工区 同右
- 第九工区 同右

第十工区 同右

第十一の一工区 同右

第十一の二工区 同右

第十二工区 江戸川区小松川一丁目及び江東区東砂二丁目の各一部

第十三工区 江戸川区小松川一丁目の一部

第十四の一工区 江戸川区小松川三丁目の一部

四 施行者の名称 東京都

五 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所

六 事業計画の決定の年月日 昭和五十九年七月十一日

七 事業計画において定めた設計の概要の変更についで認可の年月日 平成二十七年六月二十五日

●東京都告示第千百十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

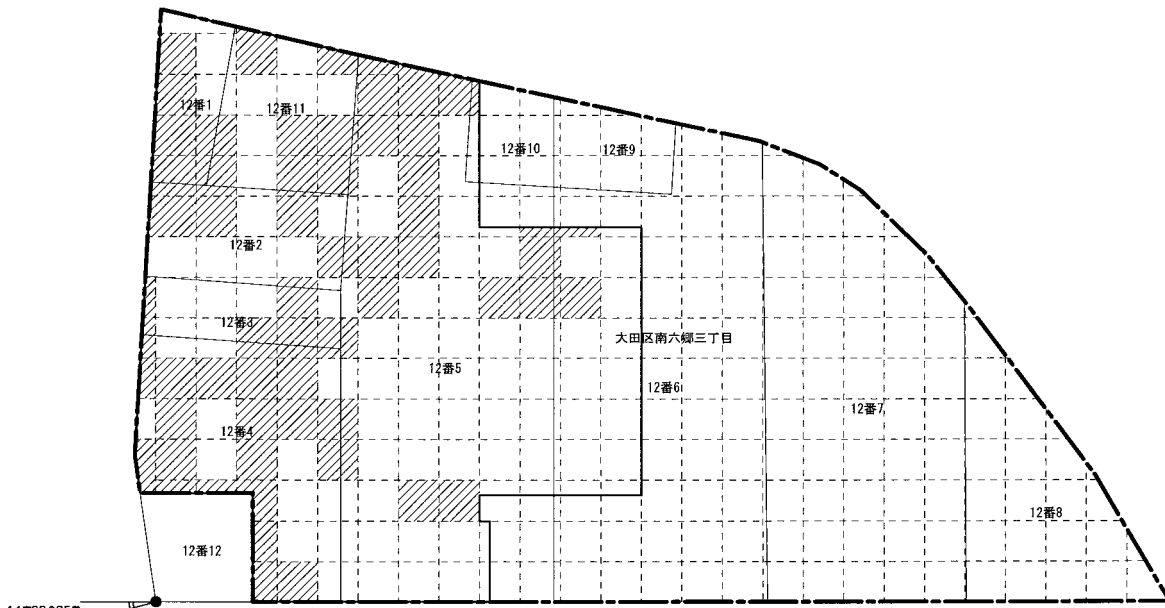
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区南六郷三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



<起点>
 起点は、大田区南六郷三丁目12番12の最北端とする。

<格子の回転角度> 14度28分25秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>
- : 敷地境界
 - : 調査対象地
 - : 筆境界
 - - - : 単位区画境界線
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
 第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除す
 る予定であるので告示する。

平成二十七年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所

大島町元町字上山五七〇番、五八七番一、同番三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防施設用地とするため

規 則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年7月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第9号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員
 会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第14号中「構造改革特別区域法（平成14年法律第
 189号）第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定

（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を
 申請し、当該認定を受けて実施する搭乗型移動支援ロボッ
 トの公道実証実験事業に係る実験」を「法第77条第1項の

規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第三号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程 (平成十九年交通局規程第七号。以下「規程」という。) 第四条第二項の規定により、東京都乗合自動車IC一日乗車券 (以下「バスIC一日券」という。) の旅客運賃の特例を告示する。

平成二十七年七月十日

東京都交通局長 新 田 洋 平

平成二十七年七月十一日から同年八月三十一日までの期間に発売するバスIC一日券 (規程第五条第一号に規定する大人の用に供するものに限る。) を所持する旅客が同伴する小児の旅客運賃は、二人までは無料とする。

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第百三条第三項の規定により稲城押立第一土地区画整理組合理事長川崎昭弘から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

三鷹市野崎四丁目二百六十四番二十八及び同番三十一号 三鷹市深大寺二丁目一番四号

聖建設株式会社 代表取締役 生駒 英則

小平市御幸町百三十一番三及千代田区大手町一丁目六番一及び同番四の各一部 三菱地所レジデンス株式会社

代表取締役 小野 真路

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年七月十日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新事業所 旧事業所 月日 名称 所在地 所在地

平成二〇二八八 原田附帯 渋谷区代々 渋谷区代々

十七年 五月十日 工事株式会社 木四丁目二番十二号 木四丁目十九番十六号

同日 五〇九一 株式会社 大田区山王 大田区千鳥

平成二 三八五一 有限会社 調布市緑ヶ丘二丁目五番地六 調布市仙川

十七年 五月二 倉田設備工業 十番地六 番地六

十七日 二 商号又は名称を変更した事業者

受理年 指定番号 新商号又は名称 旧商号又は名称 事業所所在地

平成二 二七九〇 株式会社 タカボリ設備 有限会社 タカボリ設備 港区芝四丁目九番九号 長谷川ビル一階

十七年 五月十日 代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

平成二 二三七〇 株式会社 東海設備工業所 鈴木 光幸 鈴木 義光

十七年 五月十日 同日 一〇三五 有限会社 大木 貴紀 大木 年光

同日 二九八二 株式会社 岩波 徹 中間 太麓

同日 四二七六 旭化成ライオン株式会社 大西 悟 新留 昭仁

同日 四二七六 旭化成ライオン株式会社 大西 悟 新留 昭仁

同日 四二七六 旭化成ライオン株式会社 大西 悟 新留 昭仁

同日 四二七六 旭化成ライオン株式会社 大西 悟 新留 昭仁

同月十 二七九〇 株式会社 高堀 光一 高堀 賢一
 九日 タカボリ 設備

同月二 四四七九 浮間建設 八木橋利夫 堀口 恒忠
 株式会社

同月二 三一五六 シナネン 横尾 英男 黒澤 浩
 ファシリ

同月二 二七一一 大菱建設 野本 孝一 野本 勉
 株式会社

同日二 二七一一 大菱建設 野本 孝一 野本 勉
 株式会社

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年七月十日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地

五二七一 高部水道 高部 勝利 江戸川区上篠崎二丁目工業

五二七二 株式会社 遠藤 靖彦 豊島区巢鴨一丁目二
 カムラド 番二十五号

二 指定年月日

平成二十七年六月十八日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年七月十日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地

五二七三 青木土木 青木 純一 小平市小川東町千八百一
 工業株式 番地の一 ルミ
 会社 ナス小平壺番館二〇七号

五二七四 Live 加藤 周 八王子市狭間町千八百八十七番地 レジ
 ンス高尾一〇一

五二七五 株式会社 渡部 竜 多摩市落川千三百六十一番地一

五二七六 有限会社 江口 俊郎 武蔵村山市三ツ木二丁目二十七番地の十五
 シュン事 務所

二 指定年月日

平成二十七年七月二日

排水設備工事責任技術者資格試験の実施について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二

条第四項の規定により公告する。

平成二十七年七月十日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 試験期日

平成二十七年十月四日(日曜日)

二 試験会場

青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号

三 受験申込書の提出期間、提出先等

(一) 提出期間

平成二十七年八月三日(月曜日)から同月三十一日(月曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)

(二) 提出先

千代田区大手町二丁目六番二号
 東京都下水道サービス株式会社

(三) 提出方法

郵送によること。

四 受験手数料

六千円

五 受験申込書等の配布について

試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、平成二十七年七月二十一日(火曜日)から配布する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002